

学校支援関連法令

【教育基本法】

○第二章 教育の実施に関する基本

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

【学校教育法】

○第四章 小学校 第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○第五章 中学校 第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

【小学校学習指導要領】 ○第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。



長野県総合5か年計画【2013】 「確かな暮らしが営まれる美しい信州」

第4編 プロジェクトによる施策の推進

方針3

8 教育再生プロジェクト

(地域に開かれた信頼される学校づくり)

アクション2 コミュニティスクールなど、家庭や地域が小学校・中学校を支える仕組みを構築し、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。

主な取組

○保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する信州独自の仕組み(信州型コミュニティスクール)を検討し、その普及を推進します。

※第2次長野県教育振興基本計画(平成25年(2013)3月)にも同掲



<問合せ先>

長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 生涯学習係

電話:026-235-7437 FAX:026-235-7493 e-mail:bunsho@pref.nagano.lg.jp

東信教育事務所生涯学習課 TEL0267-31-0252 南信教育事務所生涯学習課 TEL0265-76-6861

南信教育事務所飯田事務所 TEL0265-53-0460 中信教育事務所生涯学習課 TEL0263-47-7800

北信教育事務所生涯学習課 TEL026-234-9552 長野県生涯学習推進センターTEL0263-53-8822